

HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定実施要綱

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日林業木材第 1554 号

（目的）

第 1 北海道が道産木材製品を使った住宅を認定し、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用してその魅力を広く発信することで、道産木材製品の利用拡大に資することを目的とする。

（定義）

第 2 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 ホッカイドウ ウッド ハウス HOKKAIDO WOOD HOUSE（以下、「HWH」という。）とは、第 2 項または第 3 項のいずれかの基準を満たす住宅のことをいう。
- 2 認定基準とは、以下の項目とし、各項目によりがたい場合は、別途道と協議する。
 - （1）国内の戸建て住宅（什器やウッドデッキ・外構・木塀のみを施工した場合を除く。）
 - （2）原則として構造材や内装材、外装材に道産木材製品（合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているもの）を使用し、PR 効果が高い住宅
 - （3）原則、2019 年 4 月以降に竣工、または竣工予定の住宅
- 3 推奨基準とは、以下の項目とし、道産木材製品の住宅への更なる使用と、性能の高い住宅の建築を促進することを目的として設定する。
 - （1）2 の認定基準を満たす住宅
 - （2）延べ床面積 1 m²あたり 0.1 m³以上の道産木材製品を使用した住宅
 - （3）ZEH 水準（断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6）に適合する住宅
- 4 認定申請者とは、以下の条件を全て満たす者のことをいう。
 - （1）当該住宅の建築主・設計者・施工者のいずれかであること。
 - （2）当該住宅の設計者・施工者のいずれかが HOKKAIDO WOOD（以下、「HW」という。）のメンバーに登録していること。
 - （3）HW ブランドを積極的に PR する意欲のある者であること。

（認定）

第 3 認定申請者は、この要綱に定めるところにより、前項に定める認定基準または推奨基準を満たす HWH として知事の認定を受けることができるものとする。

（認定証の交付）

第 4 知事は、第 3 の規定により認定された HWH について、認定証を交付するものとする。

（表彰）

第 5 道は、道産木材製品の普及 PR のため、推奨基準を満たす HWH のうち、特に PR 性の高いものを表彰できるものとする。

（普及 PR への協力）

第 6 HWH に認定された住宅の建築主・設計者・施工者は、道が実施する道産木材製品の普及 PR に協力するものとする。

（要領等への委任）

第 7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領等で定める。

附則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）6 月 1 日から施行する。